令和８年度一般監査実施計画

障害福祉施設

仙台市社会福祉法人・施設指導監査実施要綱（平成 13 年３月 30 日健康福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、障害福祉施設等及び入所措置等に関する実施機関に対する令和８年度一般監査実施計画を次のとおり定める。

１　基本方針

（１）　令和８年度の一般監査は、次に掲げる事項を基本方針として実施する。

ア　障害者支援施設

① 関連法令、障害者支援施設等指導監査指針等に基づく適切な利用者支援の確保。

② 社会福祉施設運営の適正な実施体制の確保。

イ　児童福祉施設（児童発達支援センター・医療型障害児入所施設）

① 関連法令、障害者支援施設等指導監査指針等に基づく適切な利用者支援の確保。

② 社会福祉施設運営の適正な実施体制の確保。

ウ　地域活動支援センター・福祉ホーム

① 関係法令等に基づく適切な利用者支援の確保。

② 社会福祉施設運営の適正な実施体制の確保。

エ　実施機関

① 適正な入所措置等の確保。

② 適正な費用徴収事務の確保。

（２）　前年度の指導監査結果や厚生労働省からの関係通知等を踏まえ、２に掲げる重点事項については、重点的に指導する。

２　重点事項

（１）人事・労務管理の適正化

雇用契約書、出勤簿及び支援記録（記録者名）等を確認し、適切な勤務時間を確保しているか確認・指導を行う。また、労働時間の管理が不適切な事例等が見受けられたため、人事・労務管理を適切に行うよう指導する。

（２）会計処理の指導

決算関係書類の未作成や不適切な事例等が見受けられたことから、事業所毎、事業毎の会計の区分等が適切に処理されるよう指導する。

（３）利用者支援及び支援記録の適正化

個別支援計画、ケース記録、支援会議録等について適切に整備するよう指導する。６月（又は３月）に１度の見直しにおいて、個別支援計画の継続と判断をした場合の検討経過等が適切に記録されているかの確認・指導を行う。併せて、個別支援計画が適切な頻度（１年に１回以上）で変更されているかどうか確認・指導を行う。

（４）障害者虐待防止に関する取り組み実施の指導

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和４年４月厚生労働省作成）を参考にしつつ、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、令和４年度より義務化された従業者への研修実施、虐待防止委員会の設置、同委員会での検討結果に関する

（裏面あり）

従業者への周知徹底、虐待の防止等のための責任者の設置及び身体拘束等の適正化に係る事項について適切な措置を講じているか確認・指導を行う。なお、身体拘束等の適正化に係る取り組みについては、身体拘束廃止未実施減算が令和５年４月より適用されることとなったため、引き続き、注視して確認・指導を行う。

（５）感染症や災害への対応力強化

感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組の強化について確認・指導を行う。

（６）児童の安全の確保

児童福祉施設において、児童の安全の確保が安全計画に基づき適切に執り行われているか確認・指導を行う。併せて、自動車を運行する場合の所在確認や安全装置の装備等にかかる安全管理の徹底が適切に執り行われているか確認・指導を行う。

３　監査方法

監査は、原則として実地により、次の（１）～（４）に基づき実施する。

（１）実地監査の実施方法

ア　役 割 分 担

①　障害者支援施設及び児童福祉施設

人事労務管理・経理を総務課が、利用者処遇について障害福祉サービス指導課が担当する。ただし、宮城県立拓桃園及びサンホームについては、人事労務管理・経理・利用者処遇について障害福祉サービス指導課が担当する。

②　地域活動支援センター・福祉ホーム

障害者支援課が担当する。

③　実施機関

障害者支援課が担当する。

イ　監　査　班

監査にあたる職員は、原則２名以上をもって編成する。

ウ　事前打ち合わせ

監査班において事前に（２）の提出資料を確認の上、要点を整理し、重点的に監査を行う箇所や役割分担を決定する。

（２）事前監査資料の提出

一般監査の実施に当たっては、監査の効率化を図る観点から、全ての対象施設に事前監査資料を提出させるものとする。

（３）チェックリストの活用

一般監査に当たっては、関連する指導監査指針に定める主眼事項・着眼点を参考にチェックリストを作成・活用し、監査内容及びレベルの統一を図る。

（４）監査結果の通知と改善状況の適正管理

監査終了後は、要綱に基づき監査結果の通知を行い、指摘事項等の改善状況を適正に管理する。なお、監査結果の通知及び改善状況の管理は、障害福祉サービス指導課及び障害者支援課で行うものとする。

４　監査日程

令和８年７月から令和９年２月の間に実施する。

５　監査実施数

障害者支援施設：５施設、児童福祉施設：１３施設（児童発達支援センター:１１・医療型障害児入所施設:２）、地域活動支援センター：３、福祉ホーム：２施設の計２３施設について実地監査を行う。